

発達した低気圧災害防止措置

区分	発令基準	実施事項
注意喚起	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上風警報（風速 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満）が発表され現にその状態である、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の気象情報等を収集し、発達した低気圧の動向等に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
第 1 警戒体制 （準備体制）	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上強風警報（風速 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満）が発表され現にその状態である、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航を中止する必要があることを利用者等に周知する。 2 貨物船及び危険物積載船等は、安全に避難できる時間を考慮して、実施中の荷役等の中止を判断し、荒天準備を整え、必要に応じて直ちに運航できるよう措置する。 3 作業船、舢等は、荒天準備を整え、安全な場所へ避難する。 4 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所に避難、係留強化、陸揚げ固縛等の荒天準備を整え、流出防止措置を執る。 5 木材、資機材等の流出防止措置を執る。 6 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
第 2 警戒体制 （避難勧告）	発達した低気圧が接近し、気象庁から瀬戸内海に海上暴風警報（風速 24.5m/s 以上 32.7m/s 未満）が発表され現にその状態である、又は 24 時間以内にその状態になると予想される場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航中止予定を利用者等に周知する。 2 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制を執る。 3 総トン数 1,000 トン以上の船舶及び危険物積載船は、速やかに港域外に避難する。 4 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、離岸して安全な場所に避難する。 ただし、堪航性の不十分な船舶等は、係留強化等による避難を可とする。 5 小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。 6 木材、資機材等の流出防止措置を完了する。 7 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。
解除	瀬戸内海に発表された発達した低気圧に係る気象予報が解除されたときに発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 2 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。

注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

2 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴守すること。

3 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。